

# 札幌市北区地域づくり応援助成金交付要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、区民の主体的なまちづくり活動の推進を実現するため、市民団体が行うまちづくり活動に対する助成金の交付に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

## (助成対象団体)

第2条 助成対象団体は、次のいずれにも該当するものとする。ただし、町内会、連合町内会、地区まちづくり協議会を除く。

- (1) 営利を目的とせず、暮らしやすいまちを実現するために行う公益的な活動（以下「まちづくり活動」という。）を主たる目的とする団体若しくは連合的な組織であること。
  - (2) 主たる活動の本拠が北区にあること。
  - (3) 構成員が5人以上であり、その半数以上が北区に居住、通勤又は通学していること。
- 2 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは除く。
- (1) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第6号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団
  - (2) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
  - (3) 暴排条例第7条第1項に規定する暴力団関係事業者
  - (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制の下にある団体
  - (5) 宗教活動、政治活動又は選挙活動を行うことを主たる目的とする団体
  - (6) 助成事業の目的等に照らし、助成金の交付を受けることが公益上不相当と認められる法令違反等を行っている者
  - (7) その他交付目的に照らして助成金の交付を受けることが不相当であると市長が認める者

## (助成対象事業)

第3条 助成対象となる事業は、次の各号を満たすものとする。

- (1) まちづくり活動であること。
  - (2) 北区民を主な対象とすること。
  - (3) 本助成がなければ、実施が困難なもの。
  - (4) 申請した事業を完了できること。
- 2 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは除く。
- (1) 団体構成員同士の親睦やレクリエーションを主たる目的とする事業等、または、互助的・共益的な事業等
  - (2) 飲食が主たる内容となる事業等
  - (3) 政治、宗教又は営利を目的とする事業等
  - (4) 札幌市の他の助成金・補助金を受けている事業等
  - (5) 申請団体が関与せず、全部を委託して実施する事業等

## (助成金の額等)

第4条 助成金の額及び助成対象経費等は別表1のとおりとする。

## (助成金の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、助成金交付申請書（様式1）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式2）
- (2) 収支予算書（様式3）
- (3) 団体の概要（様式4）
- (4) 団体構成員名簿（様式5）

- (5) 誓約書（様式6）
- (6) その他市長が必要と認める書類

#### **（助成の交付決定及び通知）**

第6条 市長は、前条の規定により提出された書類を審査し、助成金を交付すべきと認めるときは、予算の範囲内で助成金の交付を決定し、助成金交付決定通知書（様式7）により、申請団体に通知するものとする。

2 市長は、助成金の交付を決定するときは、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 交付決定後、申請内容等に変更が生じるときには、あらかじめ報告し、その指示に従うこと。
- (2) 助成金は目的以外に使用しないこと。
- (3) 助成対象経費の決算額に助成率を乗じた額が、申請時の助成交付決定額に満たないときは、その満たない額を助成金額から減ずる。
- (4) 助成対象事業の支出決算額が収入決算額に満たないときは、その満たない額を助成金額から減ずる。
- (5) 市長が別に指定する研修・講習会の参加に努めること。
- (6) 事業成果について、まちづくり協議会等で報告するよう指示があった場合は応じること。

3 市長は、助成対象事業を効率的に実施するために必要と認めるときは、申請団体に対し申請事項の修正を指示し、これに基づき交付を決定することができる。

4 市長は、助成金を交付することが不相当と認めるときには、助成金不交付決定通知書（様式8）により遅滞なく申請団体に対しその旨通知するものとする

#### **（助成事業の選考）**

第7条 助成対象団体の第5条の規定に基づく申請額の総額が予算の範囲を超えるときは、選考を行うものとする。

2 前項の選考に係る基準は別表2のとおりとする。

#### **（申請事項の変更及び中止等）**

第8条 第6条の規定により助成金の交付の決定を受けた団体（以下「助成団体」という。）が、次に掲げるいずれかに該当する場合は、助成金変更交付等申請書（様式9）を市長に提出し、あらかじめ承認を受けなければならない。

- (1) 第6条第2項第1号の規定に基づき、変更申請について指示があったとき
- (2) 申請した事業を中止、又は廃止するとき
- (3) 申請した事業が予定期間内に完了しないとき

#### **（助成対象事業の変更の承認等及び通知）**

第9条 前条の場合については第6条の規定を準用する。この場合において、「助成金を交付すべきと認めるとき」とあるのは、「助成金の変更交付を認めるとき」と、「助成金交付決定通知書（様式7）」とあるのは、「助成金変更交付等決定通知書（様式10）」と、第2項中「申請団体」とあるのは、「助成団体」と、第3項中「助成金を交付することが不相当と認めるとき」とあるのは、「助成金の変更交付を不相当と認めるとき」と「助成金不交付決定通知書（様式8）」とあるのは、「助成金変更交付等申請却下通知書（様式11）」と、読み替えるものとする。

#### **（交付申請の取下げ）**

第10条 申請団体は、第6条に規定する通知を受ける前に、助成団体は、前条の通知を受ける前に、その申請を取下げようとするときは、助成金交付（助成金変更交付等）申請取下げ書（様式12）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の届を受け付けたときは、申請書等を返却することとする。

#### **（事業実施状況の調査等）**

第11条 市長が必要と認めるときは、助成対象事業の執行状況及び経費の支出状況について、助成団体から報告を求めるとともに、必要な調査を行うことができる。この場合、助成団体は速やかに報告を行い、調査に協力しなければならない。

#### **（事業完了報告）**

第12条 助成団体は、助成対象事業が完了したときは、完了後 30 日以内又は年度末のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添えて、事業完了報告書（様式13）により市長に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式14）
- (2) 収支決算書（様式15）
- (3) 領収書一覧（様式16）
- (4) 助成対象経費に係る領収書
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による報告があったときは、当該報告に係る書類を審査し、必要に応じて調査を行うものとする。

#### （助成金額の確定）

第13条 市長は、前条の規定による審査等により、助成団体の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金額確定通知書（様式17）により助成団体に通知するものとする。

#### （助成金の交付）

第14条 市長は、前条の規定により確定した額を、助成対象事業の終了後に交付するものとする。ただし、助成団体から概算交付の申出があり、助成対象事業の性質上、その事業の終了前に交付することが適当と認められる場合は、一括又は分割して概算交付することができる。

2 概算払については第6条の助成金交付決定通知書（様式7）及び第10条の助成金変更交付等決定通知書（様式10）、また、通常払については前条の助成金額確定通知書（様式17）の送付日から30日以内に交付する。

#### （助成金の取消し）

第15条 市長は、助成団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき
- (2) 助成金を申請した事業を実施しないとき
- (3) 事業の申請内容と実施内容が異なったとき
- (4) 虚偽その他不正な手段により助成を受けたとき
- (5) その他市長が助成を不適當と認めるとき

2 市長は、前項の規定により、助成金の交付決定を取り消したときは、助成金交付取消通知書（様式18）により当該団体に通知するものとする。

#### （助成金の返還）

第16条 市長は、助成団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、期限を定めて返還請求することができる。

- (1) 第10条の規定により助成金の額を変更した場合において、概算交付した額が変更交付決定額を超えるとき
- (2) 第14条の規定により助成金の額を確定した場合において、概算交付した額が確定額を超えるとき
- (3) 前条の規定により助成金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、概算交付した額が取消し後の決定額を超えるとき

#### （助成金の精算）

第17条 第15条第1項ただし書の規定により助成金の概算交付を受けた助成団体は、助成金額確定通知書による通知を受けた日から起算して5日以内又は年度末のいずれか早い日までに、助成金精算書（様式19）を市長に提出しなければならない。

#### （実地調査）

第18条 市長は、助成事業等が適正に行われているかどうかを確認するため、必要に応じて実地調査を行うことができる。

#### （関係書類の保存）

第19条 助成団体は、助成事業に係る経理を明らかにした書類、帳簿、領収書の原本等

を事業完了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

**(事業内容の紹介への協力)**

第20条 助成団体は、市長が行うまちづくり活動の事例を紹介するための事業に協力するものとする。

**(補則)**

第21条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付事務の取扱いに関し必要な事項は、市長が定める。

**附 則**

**(施行日)**

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和8年4月17日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別表1 助成金額及び助成対象経費等

団体区分	助成対象経費	対象期間	助成額	助成率	年限
次のいずれも満たすもの ア 町内会、連合町内会、地区まちづくり協議会と連携して実施するもの イ 運営や出演等の関係者の半数以上が65歳未満であるもの	(1)報償費...講師謝礼、申請団体構成員以外の協力者への謝礼等 (2)需用費...消耗品費、印刷製本費、物品製作費、図書・資料等の購入費、燃料費、調理食材費等 (3)役務費...通信運搬費、各種手数料、役務サービス料、広告料、筆耕料、翻訳料、記録料、保険料 (4)委託費...事業の一部にかかる委託料	当該年度の4月1日から3月31日までを限度とし、市長が定める期間	400,000円	10/10	—
上記以外のもの	(5)使用料・賃借料...会場借上料、駐車場使用料、複写機使用料、リース料、入場料 (6)備品購入費...機械器具購入費等（上限5万円とする。） (7)負担金...講習会、研修会への参加負担金等 (8)旅費...鉄道賃、船賃、航空賃、車賃等 (9)その他...市長が適当と認める経費 ※団体の構成員に対する人件費、食糧費（調理食材を除く。）、その他市長が助成対象経費とすることが適当でないとして認める経費は助成の対象としない。		250,000円	1年目 : 10/10 2年目 : 8/10 3年目 : 6/10 4年目 : 4/10 5年目 : 2/10	5年

※1 団体についての助成回数は同一区分で1年度中1回とする。（別組織であっても、大部分が既に助成を受けている団体の構成員と重複する場合は同一とみなす。）

※2 助成対象経費と助成率から算出された助成額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。ただし、助成率が10/10である場合はこの限りでない。

別表2 選考基準

項目	基準
まちづくり活動への貢献度	<p>区全体のまちづくり活動への貢献度を次の視点で評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 緊急性の高い地域課題であるか</li> <li>● 課題解決手法の方向性が妥当であるか</li> <li>● 課題の対象が明確で、影響が大きいものか</li> <li>● 効果を示す目標が適切に設定されているか</li> </ul>
助成の必要性	<p>助成金額、事業費額、申請団体の繰越金額（使用目的を定めていない額）を踏まえて助成の必要性を評価する。</p>
実現可能性	<p>次の視点で事業の実現可能性について評価する。</p> <p>a. 事業実績・スキルの保有</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 過去の実績はあるか</li> <li>● 実績がない場合は、構成員等が事業を行えるスキルを保有しているか</li> </ul> <p>b. 実施体制の充実度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 必要な人員等は確保できているか</li> <li>● 連携や協力が必要な関係機関との連携体制は構築できているか</li> <li>● 団体運営の透明性・公正性を確保するための仕組みがあるか（例：規約等がある、役員を選出している）</li> </ul>
持続可能性	<p>助成終了後の事業継続・発展について、先を見据えた体制づくりや資金調達などの戦略が練られているかを評価する。</p>
課題解決モデル	<p>課題解決モデルとしての優秀性、連町や地区まちづくり協議会等と連携の有無、運営や企画に従事する若年層の割合などを評価する。</p>